

栗東市配食サービス事業指定事業者指定基準

令和7年12月10日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、栗東市配食サービス事業実施要綱(平成 20 年栗東市告示第 101 号。以下「要綱」という。)第2条第2項の規定に基づき、栗東市配食サービス事業(以下「事業」という。)を実施する事業者(以下「事業者」という。)の指定に係る基準及び遵守すべき事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 事業者は、栄養バランスのとれた食事を提供することによって、利用者の食生活の改善と健康の増進を図るとともに、安否の確認を行い、利用者が住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう、誠実に事業を実施しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 事業者は、指定の日において、栗東市競争入札参加有資格者(物品・役務等)である者でなければならぬ。

(人員の配置)

第4条 事業者は、調理、配達、事務管理等、事業を円滑かつ適切に実施するために必要な人員を配置しなければならない。

2 事業者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含めたローテーション体制を確立し、安定したサービス提供を行わなければならない。

(管理者)

第5条 事業者は、事業所ごとに管理者を置かなければならない。

2 管理者は、業務及び従事者の管理を一元的に行うとともに、法令及びこの基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければならない。

(設備及び衛生管理等)

第6条 事業者は、市内に調理施設を有していかなければならない。ただし、衛生管理及び配達体制が十分に確保されていると市長が認める場合は、近隣市等の調理施設をもってこれに代えることができる。

2 事業者は、事業所ごとに食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく営業許可(飲食店営業)を受け、関係法令及び保健所の指導を遵守し、常に施設の衛生管理に努めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第7条 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。ただし、事業所の通常の実施地域を超える場合や、事業者の対応能力を超える特殊な食事形態の要望があった場合は、市と協議の上で決定するものとする。

(配食サービスの実施基準)

第8条 事業者は、次に掲げる基準を満たす配食サービスを提供しなければならない。

(1) 実施日 月曜日から日曜日まで(休日を含む。)の毎日とすること。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 配送時間 昼食として、原則正午まで(遅くとも午後 1 時 00 分まで)に配食を完了すること。

- (3) 食事内容 管理栄養士等が作成した献立に基づき、高齢者に適した栄養バランス、硬さ、大きさ等に配慮した食事を提供すること。また、一般食のほか、きざみ食、粥、減塩食等の対応を行うこと。
- (4) 安否確認 配達は原則として手渡しにより行い、利用者の顔色や会話等から安否確認を行うこと。
- (5) 衛生管理 HACCP に沿った衛生管理等のマニュアルを策定し、食中毒防止等の衛生管理を徹底すること。
- (6) 容器 配食容器は、衛生的な回収容器または使い捨て容器を使用し、環境負荷の低減に努めること。

(緊急時の対応)

第9条 事業者は、配達時に応答がない場合や、利用者の心身の状態に異常が認められる場合は、直ちに緊急連絡先(親族等)や市、救急・警察等の関係機関へ通報するなど、人命尊重を最優先とした措置を講じなければならない。

(記録の整備及び報告)

第 10 条 事業者は、利用者ごとの提供実績、安否確認の状況、緊急時の連絡先等を記載した台帳を整備しなければならない。

2 事業者は、毎月の実績報告に加え、利用者の異変等を把握した場合は、速やかに市及び関係機関へ報告しなければならない。

3 事業者は、第1項に規定する帳簿及び事業に関する経理、職員、利用者対応等の記録を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(秘密保持)

第 11 条 事業者及び従事者は、正当な理由なく、利用者又はその家族の個人情報及び業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第 12 条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

3 事業者は、前項の賠償責任を履行するため、適切な損害賠償責任保険に加入しなければならない。

(指定の有効期間)

第 13 条 指定の有効期間は、指定の日から、当該指定に係る事業者の栗東市競争入札参加資格の有効期間が満了する日までとする。

2 前項の期間満了後も引き続き指定を受けようとする事業者は、市長が別に定める期日までに、更新の申請を行わなければならない。

(補則)

第 14 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この基準は、令和7年12月10日から施行する。